

令和5年第4回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年4月6日（木）13時30分から14時18分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員（19名）

会長	19番 原 心一
会長職務代理	2番 山崎 彰 3番 小松 和啓
委員	1番 山内 茂 4番 藤原 新市 5番 堤 昭雄
	7番 三谷 富重 9番 三木 克司 10番 岡本 博臣
	11番 竹平 豊久 12番 西岡 久 13番 森田 良彦
	16番 門脇 義人 17番 岡田 修一 18番 宗石 大輔

4. 欠席委員（4名）

6番 竹村 純吉 8番 西村 広幸 14番 上島 陽子
15番 五百蔵 純太

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号 非農地証明願いについて
第4号 別段の面積（下限面積）の指定解除について
第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第6号 農地法第5条の規定による届出について（報告）
第7号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第8号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 和田 雅充
事務局次長 岡村 啓彦
事務局主幹 高月 陽生
農地主幹 大倉 達也
農地係長 沖 好子

7. 会議の概要

事務局	開会（13時30分）
	はい、それでは定刻になりましたので、始めたいと思います。 まず初めに資料の確認をお願いします。
	議案書、それと農地法第3条調査書、それと写真資料、利用権設定等申出書、それと農地利用の最適化推進意見交換会の資料と写真、それと令和5年度農地パトロール予定表がついてます。
	それと広報4月号の「農地の権利移動にかかる下限面積の廃止」の写しということで全部で9つの資料になります。それと記録セットということで皆さんの机の方に置させてもらっています。以上が今日の資料になります。
	今回、移動がありまして局長の方、和田局長の方が来られてます。それと川島課長の方が兼任ということで、外れてます。それと香北支所の方の大倉の方がこここの農業委の担当になってます。はい。

議

長

それでは皆さんこんにちは。ちょっとこう雨になってですね、結構雨が強いんですが、足元の悪い中こうしてお集まりいただきまして有難うございました。先程次長の方から説明がありましたが、今度の移動によりまして今まで兼務で農林課長が農業委員会の局長を兼ねておりましたけども、今回局長を新しく迎えまして、そしてそういう体制で今後するようになりました。まあ、川村君が代わられましたので人数的には変化は無いとわかりませんが、局長が出来たということで今までよりは体制が、動きやすくなつたというふうに思います。香美市の農業委員会はですね、比較的今まで少ない人数ですね、ずっとこう農業委員会を進めてきておりました。他所の市町村と比べますと非常に少ない数字であったわけですが、今回局長が来られてですね、また順調に前がはけていくというふうに私は思っています。

それでは本日の4月の定例会を開催をしたいと思いますのでよろしくお願ひ致します。

本日の議案にはですね、訂正はございませんので、進めて参りたいと思いますが、本日、議事録の署名人は三木委員、岡本委員にお願いしますので、よろしくお願ひを致します。

なお、委員ですね、欠席が西村委員、上島委員から欠席届けが出ておりますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは議案に沿ってですね、進めて参りたいと思いますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町字三ツ又1049番8、地目は田、面積は654m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は贈与（その他）、譲受理由は受贈（その他）、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町清爪字柳ノ本452番1、地目は畑、面積は30m²、外2筆、計3筆で合計面積548m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は贈与（その他）、譲受理由は受贈（その他）、資料は2です。

当初は8件で申請受付しておったんですが、1件ちょっと取下げがありまして欠番ということで議案書上には4番とさせていただきます。続けさせていただきます。すいません、ご迷惑をおかけしました。

4番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町岩改字久礼石3387番1、地目は田、面積は408m²、外2筆、計3筆で合計面積1,290m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は6,613m²、譲渡理由は贈与（その他）、譲受理由は受贈（その他）、資料は4です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町太郎丸字馳出141番1、地目は田、面積は10m²、外5筆、計6筆で合計面積1,866.02m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は23,331.47m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は5、10a当たり160,770円で総額300,000円です。

6番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町太郎丸字北屋式124番、地目は田、面積は16m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は10,668m²、譲渡理由は贈与（その他）、譲受理由は隣接地の取得、資料は6です。

7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町日ノ御子字新川772番1、地目は田、面積は122m²、外1筆、計2筆で合計面積145m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,737.61m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は7、10a当たり1,379,310円で総額200,000円です。

8番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町梅久保字菊屋562番、地目は畠、面積は158m²、外2筆、計3筆で合計面積246m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は高齢化に伴う土地の整理、譲受理由は農家創設、資料は8、10a当たり406,504円で総額100,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長 以上、議案第1号につきまして説明がありましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね

かまあざつたら教えて、いかざつたらいかんでがまんき。1番で4番とか1番で受贈がありますが、贈与が。これは関係的には。親子とか、全然赤の他人とかいうことは、わかりませんか。言われざつたらかまん。

事務局 1番は特に親子とかでは無かったと思います。4番も特に親族という訳ではないということです。

議長 はい、わかりました。他に何かありませんか。

-----質 疑 な し -----

議長 格段無ければですね、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

-----異 議 な し -----

議長 それでは議案に沿いまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の举手をお願いします。

-----全 員 举 手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

引き続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠日字大ツカ西726番3、地目は畠、面積は212m²、外4筆、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は高齢障害者グループホーム、転用事由は「当法人は障害者支援等を目的とし、あけぼの街道の近くで障害者支援施設の運営をしております。近年、高齢障害者用のグループホームの不足が問題視されており、当法人にも高齢障害者対応の施設の要望が多く、近隣で適当な土地を探しておりましたが、この度、相続人が県外在住で農業に従事しておらず、管理に困っていた申請地を紹介され、他に適当な土地もないことから選択しました。」ということです。

申請地の農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、水道、下水道管が埋設された道路の沿道区域であり、周辺には500m以内に香美市立図書館及び小松内科がある区域の農地であることから第3種農地であると判断されます。資料は8で調査員は堤委員です。

なお、周辺の農地の同意状況については、今回お配りしている資料にはですね、被害防除計画という形に一旦させてもらっているんですが、同意書を取得するのが遅れてまして、都合4名の方が資料8-5の合わせ因っていうのがあるんですけど、そこにある726-1の[]さんという方と738-6の[]さん、それ

から 791-1 の ■■■さんには承諾を得て、昨日いただいております。3394 番については今日行政書士さんに確認をしておるところで今日その同意が承諾書をもらうっていうことで伺っておりますので今回資料にはちょっとつけられておりませんが、同意を得られる状況っていうことにはなってしております。

なお、排水については、雨水は隣接の側溝、側溝樹より自然浸透としておりまして、汚水、雑排水等は公共下水道に排出すると、で、国道に面した出入口については特に道路を工事をしたりということではなく、既存の状態で活用するということで申請が出ております。

続いて 2 番です。権利の種類は使用貸借権、申請地は香北町小川字西野畠 66 番 1、地目は田、面積は 264 m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は平屋建て住宅 1 棟、転用事由は「現在は、市営住宅に居住しておりますが、子供の成長につれ、手狭になつてきました。子供の面倒を見てもらいたいことと、将来の祖父母や両親の介護のためにも祖父母や両親の居住地の近隣である申請地を選定しました。面積については、自己用住宅、駐車スペース、洗濯干場、自隠し用の植栽スペースとして申請面積が必要です。」ということです。

農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であつて甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれも要件にも該当しない農地であるためその他の農地(第 2 種農地)であると判断されます。

資料は 9 で調査員は宗石委員です。以上です

議長

はい、説明が終わりましたので、調査員の、1 番について堤委員から補足説明をお願いします。

委員（5 番）

資料 8-1 をご覧下さい。ここ下の航空写真の①とありますが、その下に 738-1, 741、ここが今、香美市立図書館のかみーるになっております。そこの斜め北側ということです。それで隣接する農地の同意も取れるということで問題は無いと思われます。以上です。

議長

はい、2 番続いて宗石さん、お願いしたいと思います。

委員（18 番）

資料の 9 をご覧下さい。申請地は香北町の JA の給油所から東に 300 m 位進んだところから国道から北側へ 100 m 位の位置です。理由は書いてるとおり申請者の親の土地の隣へ自分の家を建てるということです。北と南の畠、田んぼがありますが、その許可は得ているということです。それで排水などは資料の 9-2 にあります、小さいこの水路のようなところに雨水などは流してそれで生活排水などはこのコンクリートのところに下水が来てまして、そこでそこを利用して使うということでその他については問題無いと思います。以上です。

議長

はい、以上、補足説明終わりましたので、議案第 2 号につきまして皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんかね。

-----質疑なし-----

議長

各段無ければですね。

私の方から同意のない土地で本日もらえるという予定の土地がありますが、それは同意を得られたら問題は無いと思いますのでそういう条件付きでですね、同意があれば許可ということにしたいと思いますが、皆さんから何か他に無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

-----異議なし-----

議長	はい、先程言ったように同意をもらえたならですね、許可ということでお願いをしたいと思います。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の举手をお願いします。
——全員举手——	
議長	はい、全員賛成です。有難うございました。 引き続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。
事務局	議案3号の方、私の方から説明させていただきます。この4月から香北支所で農業委員会の係をすることになりました大倉と申します。よろしくお願ひ致します。それでは議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。
	まず1番、申請地は土佐山田町町田字カニウド337番、地目は畑、面積は452m ² 、外1筆、計2筆で合計面積475m ² 、利用状況は物置、防災倉庫、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、364番2は60年以上前から物置として使用中です。337番は20年前から農地として使用しておらず、5年前から地域の防災用倉庫等を設置して現在も使用中です。調査員は門脇委員で資料は10です。
	続きまして2番、申請地は土佐山田町町田字カラホリ358番3、地目は畑、面積は142m ² 、外1筆、計2筆で合計面積555m ² 、利用状況は宅地、車庫、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、360番3については昭和55年に従来あつた居宅を建て替えし、それ以後この土地は庭等で使用中です。358番3は昭和54年町田の橋工事に関連して車庫を移動設置して頂いた。その際に非農地証明願申請ができていなかった。ということです。調査員は門脇委員で資料は11です。以上です。
議長	補足説明をですね、門脇委員より、1番、2番をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。
委員(16番)	すいません、資料の10-1番をお聞け下さい。申請人は土佐山田町町田の、現在は大阪に住んでおります。■さんという方です。なぜこの申請に至ったかというと本人のお母さんが町田に一人で住んでます。高齢のためにこの家を処分して大阪で一緒に暮らしたいということから始まっています。それで申請人はこの土地を不動産売買へという形で売りたいと話の方向へ持っていくそうで、そのためには非農地化しておかないと処分が出来ないということで不動産との話になってこういう申請に至ったという事情になります。
	それで申請の364-2ですけども、家の敷地内の中に倉庫が建っておりますが、もう古い昔の段階で本人は全く知らなかつたかとたぶん思うんですけど、お父さん達の時代からこの倉庫が建つてまして、本人が知らないうちにそうなつたと。そのために申請もしなかつたということで申請をしておかないといけないということになつたという事情です。それと全部が一緒になつておりますが、資料10-3ですが、ここはもう空き地の状態になつておりますので、そのまま放置されております。しかしながら、最近防災用にということで地域の方に頼まれまして現在防災用具の倉庫とかそれから防災用ホースを干すためのマット台とか置いております。たぶん、ゆくゆくはここも不動産処分という形をしたいというようなことを言っておりましたのでそのために申請です。
	それと資料11-2になりますが、その上の段ですけど、写真で倉庫が建つております。これは昭和54年に町田橋のかかる町田の橋がありますが、ちょうどその橋を建てるところに元々倉庫があつたそうです。それを移設するために橋を渡つてすぐ右側に、たぶんその当時町が何か改良区かと思うんですけど、そこに立て直しをしてくれということでそれも本人たちはそんなに思つて無かったみたいですが、申請をしてなかつたということで今回その非農地中

		請をしたいということになります。以上です。
議長		<p>はい、以上議案第3号の非農地証明願いについての説明がありました。皆さん方から質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。</p> <p>農地のままで息子さんのところへ出ていくというわけにもいかんので、将来的にはこの土地を第3者に売却することになればですね、非農地にするなり、また宅地にしておくことですね、なかなか不動産屋さんが手を付けてくれんいうこともあろうかと思ってそういう申請が出ちゅうと思います。</p> <p>何か質問はありませんか</p>
		――質疑なし――
議長		<p>各段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。</p>
		――異議なし――
議長		<p>はいそれでは、議案第3号非農地証明願いについて賛成の方の举手をお願いします。</p>
		――全員举手――
議長		<p>はい、全員賛成です。有難うございました。</p> <p>引き続きまして議案第4号別段面積の指定解除についての説明をお願いします。</p>
事務局		<p>議案第4号 別段面積(下限面積)の指定解除について説明いたします。</p> <p>今回下限面積の撤廃に関わってですね、空き家バンクに関係した指定をしておいた土地がありますが、もう下限面積の撤廃っていうこともあって自動的に法的に法的じゃなくなる部分があるんですが、この空き家バンクの登録に関わって、農地法の施行規則第17条第1項、及び同条第2項ということで、指定を1筆しておって、まだ土地が売却されてないところが残っておりまして、いずれ売却はここされるそなんんですけど、もう制度が変わった関係上、一旦指定を解除するっていうことは必要という判断になりました。今回お諮りをしておるところです。具体的なこの香北町小川の1筆について現在指定されておりますが、農地法の一部改正に伴い、別段面積の指定と解除を行うというものになります。以上です。</p>
議長		<p>議案第4号についてですね、別段面積の指定解除ということで説明がありました。この件につきまして質問があれば受けたいと思いますが、何かご質問はありませんか。</p>
		――質疑なし――
議長		<p>各段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。</p>
		――異議なし――
議長		<p>はい、それでは議案第4号、別段の面積(下限面積)の指定解除について賛成の方の举手をお願いします。</p>
		――全員举手――

議長	はい、全員賛成です。有難うございました。 続きまして議案第5号農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。
事務局	報告第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。 1番、申請地は土佐山田町中野字北方坂185番、地目は田、面積は1,980 m ² 、外1筆、計2筆で合計面積、4,878 m ² 、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、成立日は令和4年1月20日、引渡日は令和4年1月30日、解約理由は高齢化のためです。以上です。
議長	はい、議案第5号説明がありましたが、この件につきまして皆さん方からご質問ありませんかね。
-----質疑なし-----	
議長	格段無いようですが、[]さんもかなり手広くですね、農業をしておりましたけれども、本人の高齢化っていうこともあってですね、もう返すということで返しゆう田がボツボツありますが、その1筆になろうかと思います。格段無ければですね、この件につきましては報告案件ですので、報告のみとさせていただきます。 引き続きまして議案第6号農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いしたいと思います。
事務局	報告第6号 農地法第5条の届出報告について説明致します。 1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字長谷川丸147番1、地目は田、面積は479 m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は分譲住宅、資料は12で調査員は事務局高月です。以上です。
議長	議案第6号、説明が終わりました。この件につきましてご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。
-----質疑なし-----	
議長	ここについては市外化区域の中にですね、分譲住宅を設置するということでありますので格段問題は無いかと思います。 無いようですので報告案件ですので報告のみとさせていただきます。 議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問がありますが、説明をお願いします。
事務局	議案第7号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。 まず、農業公社による中間管理事業になります。 1番、香北町永野の農地8筆、合計1,943.02 m ² を[]の[]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[]の[]が借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で、期間は5年です。 統いて、通常の賃借権になります。 2番、新規設定で、土佐山田町山田の農地、1,454 m ² を[]の[]が借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。 3番も新規設定で、土佐山田町中野の農地4筆、合計5,551 m ² を[]の[]が借り受け、葡萄、梨を栽培します。賃貸借権で期間は30年です。 4番も新規設定で、土佐山田町の農地3筆、合計2,394 m ² を[]の[]

■さんが借り受け、ほうれん草、枝豆を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

5番は再設定で、土佐山田町加茂の農地3筆、合計1,030m²を■さんの■さんが借り受け、野菜を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

6番は新規設定で、土佐山田町の農地、2,323m²を■さんの■さんが借り受け、ニラを栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

7番は再設定で、土佐山田町久次の農地、1,141m²を■さんの■さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は7ヶ月です。

8番は新規設定で、土佐山田町町田の農地8筆、合計1,106m²を■さんの■さんが借り受け、果樹を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

9番は再設定で、香北町五百蔵の農地、2,000m²を■さんの■さんが借り受け、大葉を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

10番は新規設定で、物部町折の農地8筆、合計3,290m²を■さんの■さんが借り受け、柚子を栽培します。貸借権で期間は15年です。

以上です

議長 議案第7号 香美市農用地利用集積計画について説明がありました。皆さん方から質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。
格段ありませんか。

-----質疑なし-----

議長 無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

-----異議なし-----

議長 はい、それでは議案第7号 香美市農用地利用集積計画についての質問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
議案第8号、その他の件がありますが、ここでですね、
最適化推進意見交換会であっせん等のがありますので、小休をしてその時に
その他の件一括でですね、説明させていただきますので宜しくお願い致します。
小休します。

閉会（14時18分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

原、ハ一



署名人

三木克司



署名人

岡本博臣

